

中津川市市民交流プラザカフェ等設置及び運営事業者選定
プロポーザル実施要領

令和4年9月

中 津 川 市

中津川市市民交流プラザカフェ等設置及び運営事業者選定プロポーザル実施要領

I 趣旨

この度、新たに整備される中津川市市民交流プラザ(以下「市民交流プラザ」という。)において、利用者に飲食サービス等を提供し、施設の利便性を高めるとともに、施設の魅力や集客力を向上させることによって多様な人々の交流が生まれ、中津川市の中心市街地のにぎわい創出に資することを目的として、施設内にカフェ等の設置を予定している。

魅力あるカフェ等の設置及び継続して運営することができる出店事業者を公募型プロポーザルにより募集することとし、その手続きについて必要な事項を定める。

II 公募事項

- (1)業務名称 市民交流プラザカフェ等設置及び運営等業務
- (2)業務内容 市民交流プラザ内における以下の業務
 - ・カフェの設置及び運営
 - ・物品等の販売等

III 募集に係る条件等

募集に係る条件等は、別添「中津川市市民交流プラザカフェ等設置及び運営に係る条件等」による。

IV 参加資格要件

- (1) 中津川市から入札参加資格指名停止措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)ではないこと。
- (4) 市民税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 食品の営業に必要な法令に基づく許可を有する者又は許可を得ることが確かな者
- (6) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の食品の営業に関する法令に基づく許可の取消し等の処分を過去1年間受けていない者

V スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施公告	令和4年 9月20日(火)
募集要項に関する質疑受付	令和4年 9月20日(火)～10月7日(金)
質疑回答	令和4年10月14日(金)(ホームページ掲載予定)
応募申込書等の提出期間	令和4年 9月20日(火)～11月4日(金)
企画提案書等の提出期間	令和4年 9月20日(火)～11月4日(金)
評価(書類審査・プレゼンテーション審査)	令和4年11月7日(月)～11月25日(金)
結果発表(通知・公表)	令和4年12月7日(水)(予定)

VI 応募手続き等

1 応募関係書類の入手方法

本プロポーザルに関する応募関係書類は、中津川市公式ホームページに掲載するものとし、郵送での配布は行わない。

2 応募申込について

本プロポーザルの応募を希望する者は、下記のとおり応募申込書等を作成し、提出すること。

提出期間	令和4年9月20日(火)から令和4年11月4日(金)まで ※市の機関の休日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで ※郵送の場合は、提出期間内に必着
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便とし、封書には「プロポーザル応募申込書等在中」と朱書きすること。
提出先	〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号(市役所本庁舎3階) 中津川市政策推進部まちづくり推進室
提出書類	①応募申込書(様式1) ②印鑑登録証明書 ③商業登記事項証明書の履歴事項全部証明書の写し ④定款 ⑤企業概要(会社パンフレット等) ⑥市税完納証明書 ⑦経営状況を示す資料(直近3か年の事業報告書、損益計算書、貸借対照表またはこれらに類するもの) ⑧営業に係る資料(提案する企画や物品の販売等に必要な資格・免許等の写し)

3 質疑書の提出等

募集に関する質疑については、下記のとおり質疑書を提出すること。なお、電話等での個別の回答は行わない。

提出期間	令和4年9月20日(火)から令和4年10月7日(金)まで
提出方法	原則として、電子メールによるものとする。
提出先	E-mail : machizukuri@city.nakatsugawa.lg.jp
提出様式	様式2号(質疑書)に記載し、電子メールに添付すること。
回答方法	すべての質問と回答を取りまとめて、令和4年10月14日(金)に市ホームページに掲載予定

4 企画提案書の提出について

応募者は、事業の企画に係る企画提案書等を作成、提出すること。

提出期間	令和4年9月20日(火)から令和4年11月4日(金)まで ※市の機関の休日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで ※郵送の場合は、提出期間内に必着
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便とし、封書には「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。
提出先	〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号(市役所本庁舎3階) 中津川市政策推進部まちづくり推進室
提出書類	1. 企画提案書…1部 2. 企画提案資料…10部
備考	<p><企画提案書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書は、別添の「様式3」を使用して作成すること。 ・整理番号は空欄のまま提出すること。 <p><企画提案資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案資料は、P6の「評価基準等」の6つの項目について、提案項目ごとにわかりやすく、簡潔に記載すること。 ・評価の基準や配点等については、「評価基準等」を参照すること。 ・企画提案資料は、A4サイズ用紙の任意の様式で6枚以内に収めること。

5 プレゼンテーション・ヒアリング等

本プロポーザルに応募した者は、市が別に定める構成員により組織する選定委員会へのプレゼンテーション等を実施すること。

応募者が提出書類に基づきプレゼンテーションを行った上で、選定委員からの質疑応答(ヒアリング)を行い、それらの内容を基に企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点する。

プレゼンテーション等については、参加者1者につき15分以内のプレゼンテーションを行い、その後選定委員会による質疑を10分程度行う。説明は、提出した企画提案書に基づいて行う。

プレゼンテーションの日時、場所、留意事項等は、参加者に後日通知する。

Ⅶ 評価

1 評価及び選定方法

- (1) 最適候補者等の選定に係る評価は、市職員5名で構成する選定委員会により実施する。
- (2) 評価は、応募申込書等について書類による採点評価を実施し、企画提案書については、書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる採点評価を実施する。
- (3) 市は、評価基準に基づく選定委員会の評価点を基に、最高点を取得した者を最適候補者として選定する。
- (4) 最高点の者が複数ある場合は、くじ引きにより決するものとする。
- (5) 参加者が1者のみの場合は、評価結果が一定の基準を満たしているか判断する。評価結果が一定の基準を満たしていると判断した場合は、当該参加者を最適候補者とし、満たしていないと判断した場合には、再度公募を実施するものとする。

2 評価結果の発表

- (1) 選考の結果、最高点を取得した者を最適候補者とし、評価結果については、全参加者に通知する。
- (2) 最適候補者の名称、評価点については市ホームページ上で公表する。

Ⅷ 契約

1 契約の締結交渉

選定委員会での評価の決定を受けて、市が選定した最適候補者と契約の交渉を行うものとする。なお、最適候補者との交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

Ⅸ 著作権及び提出書類の取扱い

1 著作権

- (1) 提出書類等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は、提出者に帰属する。
- (2) 提出書類等に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれている場合には、提出者の責任において、その著作物等について著作権者等から提出のための複製等の利用許諾を得るものと

する。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とする。

X 失格

次の各号に該当するものは、失格とするものとする。

- (1) 提出期限内に必要な書類等が提出されなかったもの。
- (2) 参加要件資格を満たしていないもの。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をしたもの。
- (4) プレゼンテーション・ヒアリングを欠席したもの。
- (5) 最適候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示したもの。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったもの。

XI その他

- (1) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 契約後に中津川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。
- (3) 応募予定者に対する説明会及び現地見学会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、近隣居住者及び通行人等に迷惑がかからないように十分配慮すること。
- (4) 本プロポーザルの実施に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、事務局が選定委員会と協議し、決定するものとする。また、その内容は、必要に応じて参加者全員に通知する。

XII 事務局

中津川市政策推進部まちづくり推進室

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号(市役所本庁舎3階)

TEL:0573-66-1111(内線331・383・384)

E-mail : machizukuri@city.nakatsugawa.lg.jp

評価基準等

項目	企画提案資料に記載する内容	評価の内容・基準	配点
(1) 実績・収 支計画	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店・物販等の実績について記載する。 ○市民交流プラザのカフェ等の事業収支計画を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の経営実績はあるか ・経営状況は健全か ・カフェ等の事業収支計画は適切か 	15
(2) 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の配置計画を記載する。 ○食品衛生・品質管理等について記載する。 ○事故等が発生した時の危機管理体制を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の配置計画は適切か ・提供される品質について、適切か ・危機管理体制は整っているか 	15
(3) サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○提供を予定しているメニューの種類、価格、提供の仕方等を記載する。 ○予定している物品等販売の品目や販売方法等を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的なメニューは考えられているか ・来場者が興味をもつ物販等内容になっているか ・利用者を考えた価格設定になっているか 	15
(4) 企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ○カフェ等の運営方針・コンセプトを記載する。 ○来場者に魅力を感じてもらえる取り組みや工夫を記載する。 ○出店への意欲や独自性について、アピールポイントを記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針は明確か ・コンセプト・店内イメージは施設やその利用者に合ったものになっているか ・新たな取組・工夫は考えられているか ・取組意欲や独自性はみられるか 	20
(5) 施設の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ○市民交流プラザの施設自体の魅力を向上するための提案を記載する ○施設の魅力を外部に伝えるための方策を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設自体の魅力向上のための提案はあるか ・施設の魅力を外部に伝えるための方策はあるか。それは効果的か。 	10
(6) 賃料	<ul style="list-style-type: none"> ○市へ支払う月額賃料の提案額を記載する。 (最低 17,280 円/月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案賃料はいくりに設定されているか 	10
	合計		85